

## 宝塚市 確認申請及び計画通知等手数料

### 1 建築物の確認申請等手数料

単位：円

建築物の 床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査 対象	中間検査 対象外
30㎡以内	11,000	12,000	13,000	14,000
30㎡超 100㎡以内	19,000	16,000	17,000	18,000
100㎡超 200㎡以内	53,000	20,000	24,000	25,000
200㎡超 300㎡以内	57,000	27,000	33,000	34,000
300㎡超 1,000㎡以内	68,000	40,000	45,000	47,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	93,000	53,000	61,000	64,000
2,000㎡超 10,000㎡以内	221,000	120,000	147,000	157,000
10,000㎡超 50,000㎡以内	338,000	190,000	232,000	242,000
50,000㎡超	609,000	380,000	437,000	457,000
上記金額への省エネ基準に係る 手数料加算額等については、 次頁をご参照ください。	表 3 参照	/	表 4 参照	

※ 1 建築物の計画変更確認申請等あるいは用途変更に係る確認申請等を行う場合、床面積の算定方法に注意が必要ですので、詳しくは窓口にてご確認ください。

※ 2 中間検査手数料の算定に係る床面積の算定方法については、窓口にてご確認ください。

### 2 建築設備及び工作物の確認申請等手数料

単位：円

種別	確認申請	計画変更 確認申請	完了検査
昇降機、建築設備	16,000	9,000	19,000
小荷物専用昇降機	10,000	5,000	11,000
工作物	12,000	7,000	12,000

### 3 確認申請手数料加算金額

単位：円

床面積の合計		加算額
一戸建ての住宅	200㎡未満	19,000
	200㎡以上	21,000
一戸建ての住宅以外の住宅 (共同住宅等)	300㎡未満	34,000
	300㎡以上 2,000㎡未満	62,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	119,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	170,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	308,000
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	500,000
	50,000㎡以上	881,000

建築物に関する確認の申請又は計画の通知に係る建築物の計画が、建築物省エネ法に規定する特定建築行為に係る建築物（以下※3で列挙したものを除く）に該当する場合における、建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、上記表3に掲げる建築物の区分に応じた金額を加算した金額となります。

※3 次のものは上記表3の対象ではありません。

- ①建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたもの
- ②設計住宅性能評価を受けたもの
- ③長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けたもの
- ④低炭素化促進法第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされるもの

### 4 完了検査手数料加算金額

単位：円

床面積の合計		加算額	
		住宅	非住宅
一戸建ての住宅	面積区分なし	4,500	
・一戸建ての住宅以外の住宅 (共同住宅等) ・非住宅建築物 ・複合建築物 ※複合建築物の完了検査における加算額は、住宅部分の床面積の合計に応じた額と、非住宅部分の床面積の合計に応じた額の合計額となります。	300㎡未満	9,000	9,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	19,000	17,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		28,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	43,000	85,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	78,000	134,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	125,000	169,000
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	189,000	211,000
	50,000㎡以上	286,000	296,000

建築物に関する完了検査を受ける建築物が、建築物省エネ法に規定する特定建築行為に係る場合における、完了検査手数料の金額は、上記表4に掲げる建築物の区分に応じた金額を加算した金額となります。